

議 1 1

発委第 2 号

南房総市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を次のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び南房総市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

南房総市議会議長 峯 隆 司 様

提出者 南房総市議会運営委員会委員長 長谷川 博

南房総市議会会議規則の一部を改正する規則

南房総市議会会議規則（平成１８年南房総市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

議会災害対策会議	大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合又はそのおそれがある場合において、議会機能を維持し、意思決定を行うこと並びに災害情報の収集及び伝達を行うことに関する協議又は調整	全議員	議長
----------	---	-----	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発委第2号 南房総市議会会議規則の一部を改正する規則

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案				現 行			
第1条～第168条 (略)				第1条～第168条 (略)			
別表 (第166条関係)				別表 (第166条関係)			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
議員全員協議会	議案審査、議会運営又は市の重要施策に関する協議又は調整	全議員	議長	議員全員協議会	議案審査、議会運営又は市の重要施策に関する協議又は調整	全議員	議長
<u>議会災害対策会議</u>	<u>大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合又はそのおそれがある場合において、議会機能を維持し、意思決定を行うこと並びに災害情報の収集及び伝達を行うことに関する協議又は調整</u>	<u>全議員</u>	<u>議長</u>				

附 則（抄）

この規則は、公布の日から施行する。